

保護者の皆様への助言を行います。

②関係諸機関、保護者との連携

- ・教育委員会特別支援教育担当、巡回相談（専門家）、教育センター等、関係諸機関と迅速に連絡・相談できる体制をつくり、連携を深め、特別支援教育の充実を図ります。
- ・特別支援教育コーディネーター、心のふれあい支援員、スクールカウンセラー、関係機関との連携により、保護者への支援活動・相談活動の充実を図ります。

(5) 小中一貫教育の推進について

①児童・生徒の交流

- ・第6学年を中心に、中学校の行事の取り組み等を体感させ、進学への期待感をもたせま

す。

②カリキュラムの接続

- ・小学校と中学校の学習における滑らかな接続を図ります。

③教員の連携

- ・学習規律や生活のきまりなど、小中一貫した生活指導を展開します。
- ・年間を通しての合同研修を開催し、各教科等の指導内容、指導方法について相互理解を深めます。

2 施設、予算、安全に関すること

(1) 施設の環境整備について

①教育環境

教職員と児童がともに清掃活動に取り組み、掃除や手入れの行き届いた綺麗な学校に努めます。また、副校長と用務主事が連携し、1週間の作業内容（トイレ、壁、床、校舎周りの清掃、照明用具の取替え、施設・設備の点検及び修繕等）を計画的に取り組み、教育環境を整えます。さらに、学校の施設、設備（遊具、備品、薬品、ガラス等）の安全点検を全教職員で毎月点検し、子供たちにとって安全であるかどうか危険箇所の早期発見に努めます。

②学校予算

- ・購入した教材・備品については全教職員が共通理解し、その活用を図ります。
- ・全教職員で徹底した節電に取り組みます。
- ・契約、会計事務手続きにおいては、練馬区学校財務取扱要綱に従い実施します。

(2) 安全確保につて

①避難訓練

毎月、地震、火災、非常災害等を想定した避難訓練を実施します。また、6月に区一斉の非常災害時を想定した一斉防災引渡を実施します。

②大地震等の非常災害時対応

震度5弱以上の地震等が発生した場合、保護者の皆様が引取りに来るまで、児童を学校にて保護します。連絡は、メール配信にて行い、連絡内容を学校ホームページに掲載します。

③安全指導、不審者対応

- ・「地域安全マップづくり」「セーフティ教室」「情報モラル講習会」「薬物乱用防止教室」を実施し、自ら命と安全を守るための育成に努めます。
- ・不審者進入訓練を実施し、教職員の不審者対応が適切にできるように努めます。

④安全な給食

- ・衛生管理に十分気を付け、安全で栄養のある美味しい給食に努めます。
- ・アレルギー対応等、配慮を要する子供について全教職員が共通理解を図ります。

3 学校組織に関すること

- ・全教職員が子供たちのために、「チーム仲町」となって教育活動に努めます。
- ・子供の安全を第一に考え、危機意識をもって教育活動を展開します。
- ・子供たちにとって分かる授業となるように、授業力の向上に学校として努めます。
- ・年3回の学校評議員会及び学校の自己評価、学校関係者評価等のアンケートを実施し、結果及び改善策を公表するとともに常に学校を開きます。
- ・ホームページ、学校だより、学年だよりを通じて学校での教育活動の様子を伝えます。